寄付者の皆様へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお知らせ

ふるさと納税をされた方が一定の条件を満たした場合に、簡素な手続で確定申告が原則不要になる制度です。

同封しました「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（ワンストップ特例申請書）に必要事項を記入の上、送付していいただきますと、福井県から、寄附金税額控除に必要な情報を住所地の市区町村に通知いたしますので、寄附金控除の確定申告は必要ありません。

１　ワンストップ特例制度を利用できる方

①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方

②ふるさと納税をされる自治体数が５つまでの方

（※①②の両方を満たす方は、別紙申請書の①②の□にレ点を記入してください。）

２　ワンストップ特例制度の申請方法

ワンストップ特例申請書を定住交流課へ送付してください。また、ワンストップ特例申請書を提出後、令和２年１月１日までの間に申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を令和２年１月１０日までに定住交流課へ送付してください。（※申請書の送付に係る送料は、寄付者のご負担になります。）

３　ワンストップ特例申請書と一緒に提出が必要な書類

・ＡまたはＢのどちらかの書類をご提出ください。

Ａの書類・・・マイナンバーカードの両面の写し

または、

Ｂの書類・・・番号通知カードの写しと運転免許証等※の写しの両方

※運転免許証、運転履歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか

【ご注意！】

提出書類がそろいませんと、ワンストップ特例制度による寄附金控除は受けられませんので、提出の際は十分にご確認ください。また、ワンストップ特例を申請した後に確定申告をする場合は、確定申告が優先され、ワンストップ特例申請は無効となります。（確定申告の際に、領収証明書をお忘れなく）

４　申請期限

令和２年１月１０日まで（必着）

【申請書の送付先】

〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県庁交流文化部定住交流課

記入例

令和　元　年寄附分　　市町村民税　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日を記入してください。

住所、氏名（フリガナ）、性別、電話番号、生年月日をすべて記入してください。

押印をしてください。

令和　元　年　　5月　　１０日 福井県知事　　殿		整理番号	
住　所	〒１２３－４５６７ 東京都千代田区○○○○１丁目	フリガナ	フクイ　タロウ
		氏　名	福井　太郎　（福井 印）
		個人番号	
		性　別	男　女
電話番号	０３－１２３４－５６７８	生年月日	明・大 昭・平　５３・　１・１

個人番号を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の２（第314条の７）第２項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。

１．　当団体に対する

寄附年月日	寄附金額
令和　元　年　5月　1日	５０，０００　円

２．　申告の特例の適用に関する

確定申告および住民税申告の提出が不要な場合に限り、チェックをしてください。

申告の特例の適用を受けるための申請　②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	レ

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

①と②どちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

付金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務が（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

付金を支出する年の翌年　当該寄附金に係除を受ける目的以外に、されたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要し

寄附先が「５自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（回数ではなく、寄附先の自治体数）

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	レ

月

【ご注意ください！】

・確定申告をする方や６団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、**特例が適用されません。**

・申請後にふるさと納税をした自治体が５団体を超えた場合は、申請がなかったものとみなされますので、確定申告をお忘れなく行ってください。

住所		受付日付印
氏名	殿	

何も記入しないでください。

受付団体名	